

3. 機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象	<p>厚生年金：老齢年金、脱退手当金等</p> <p>国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等</p> <p>厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等</p> <p>介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費</p> <p>社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費</p> <p>各種共済組合：退職共済年金等</p> <p>各種恩給</p> <p>中小企業退職者共済等：退職給付金</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当金</p> <p>(注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む</p> <p>(注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む</p>
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	<p>厚生年金：遺族年金</p> <p>国民年金：遺族基礎年金、死亡一時金等</p> <p>各種共済組合：遺族年金、死亡一時金、埋葬料等</p> <p>戦争犠牲者：遺族等年金等</p> <p>国保：葬祭諸費</p> <p>医薬品副作用被害救済制度：遺族年金、遺族一時金、葬祭料</p> <p>生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金、遺族一時金、葬祭料</p> <p>公害健康被害補償制度：遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料</p> <p>石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金、葬祭料等</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金等</p> <p>犯罪被害給付制度：遺族給付金</p> <p>(注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む</p>
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	<p>厚生年金：障害年金、障害手当金</p> <p>国民年金：障害年金、障害基礎年金</p> <p>各種共済組合：障害年金</p> <p>社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等</p> <p>公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費等</p> <p>医薬品副作用被害救済制度：障害年金等</p> <p>生物由来製品感染被害救済制度：障害年金等</p> <p>自動車事故後遺障害者支援：介護料等、療護業務委託費、施設整備費</p> <p>公害健康被害補償制度：障害補償費、療養手当等</p> <p>石綿健康被害救済制度：療養手当</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金等</p> <p>犯罪被害給付制度：重傷病給付金等</p>
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、公務員の災害補償保険

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
保健医療	病気、傷害による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	協会健保、組合健保、国保：療養給付、傷病手当金、特定健診・保健指導事業費等 各種共済組合：短期（医療）給付、休業給付 公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費等 社会福祉：障害保健福祉費、母子保健衛生対策費等 地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」を含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	児童手当（子ども手当）：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所運営費 協会健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険等：育児休業給付、介護休業給付 公衆衛生：障害児養育年金、介護加算 就学援助制度
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険等：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」を含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護：住宅扶助 公的賃貸住宅家賃対策補助
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金および現物給付が対象	各種共済組合：災害給付等 生活保護：諸扶助費 社会福祉：災害救助関係等 被災者生活再建支援制度：支援金支出 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」を含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。